

安倍政権の憲法破壊を阻止しよう!

# 「戦争法」制定と 日米ガイドライン改定 反対!



## 自衛隊は「軍隊」か?

**安** 倍晋三首相が、国会の答弁で自衛隊を「わが軍」と称したこと【※】が批判を浴びました。菅義偉官房長官が「自衛隊も軍隊のひとつ」で「まったく問題がない」と首相をかばい、安倍首相はもう「そういう言葉は使わない」として幕引きをはかりました。

安倍首相のこの発言が問題になったのはなぜでしょう? それは「自衛隊」は「軍」ではないはずだからです。日本国憲法第9条第2項は、「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」として、軍を持つことを明確に禁じています。もし自衛隊が「軍」であれば、直ちに憲法違反ということになってしまいます。

**世** 界有数の防衛費をもつ「自衛隊」の装備や部隊の能力・規模は、限りなく「軍」に近い面がありますが、「自衛隊」は普通に武力を行使する「軍」ではありません。万一、自国が侵略された場合に備えた「必要最小限度の実力組織」であり、憲法がめざす平和主義の下で作られた独自の組織であるはずなのです。

**そ** のため自衛隊は、武力侵攻を受けた際の防衛に徹するという「専守防衛」の理念を大原則として、極めて自制的な装備や部隊編成、運用方針をとってきました。法制度面でも、海外で武力行使をしないことを大前提としています。これらの日本が自らに課してきた制約は、二度と「戦争をしない」という決意の表われなのです。

**安** 倍政権は、平和憲法が課してきた様々な制約を一気に外し、自衛隊を普通の軍隊のようにしようとしています。これまでも活動範囲を少しずつ拡大してきた自衛隊のあり方については批判も強く、国会内外で激しい議論が続いています。昨年7月には、こうした議論の積み重ねを無視して、長年「できない」としてきたはずの集団的自衛権の行使を、「できる」ことに解釈を変更するなどの閣議決定を強行しました。

**こ** の閣議決定を具体化し、海外での武力行使を可能にするための法律が、安倍政権がめざす戦争関連法です。戦後70年を経てなお、日本国憲法の平和と民主主義の理念は輝きを失っていません。憲法の理念に基づいた、武力によらない平和構築の努力を続けるのか、安倍政権がめざす戦争準備を見過ごすのか、私たちは大きな分岐点にいます。

【※】2015年3月20日、参・予算委員会